

企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 以外の欧州連合の規則

January 2024

目次

EUタクソミー	3
サステナブルファイナンス開示規則	10
EU炭素国境調整メカニズム	12
外国補助金規則	14
企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令-法案	16
最終考察	18
付録1-適格活動のリスト	19
付録2-EUタクソミーの整合性の決定	22
付録3-SFDRの開示	24

本資料は、CSRDに関連する活動の最新情報を反映するため、2024年1月にアップデートされました。

欧州グリーンディールは、2019年12月に欧州委員会(EC)が発表した政策イニシアチブのパッケージです。欧州グリーンディールの目標は、「2050年までの温室効果ガス(GHG)排出の実質ゼロの達成、経済成長と資源利用のデカップリング(切り離し)、気候中立への移行において誰も、どの地域も取り残さないこと」です¹。これらの目標を達成するために、サステナブルファイナンス(持続可能な社会を実現するための金融)が重要な差別化要因として認識されています。これは規制当局が、金融および投資の意思決定を行う際にはサステナビリティ要因を考慮すべきであると考えており、それが「持続可能な経済活動やプロジェクトに対するより長期的な投資」²につながると思っています、ということの意味しています。

これらの規則が従来の欧州連合(EU)の指令と異なる点は、開示要件がEU域外企業の事業にまで及んでいることです。場合によっては、EU域内子会社は、グローバル連結ベースでEU域外親会社のサステナビリティ情報を提出しなければなりません。欧州グリーンディールおよび2023年2月の追加政策である「EUグリーンディール産業計画」によって導入された仕組みは、投資家やその他のステークホルダーに透明性のあるサステナビリティ情報を提供するように設計されています。

多くの企業はすでに、欧州グリーンディールのパッケージの一部である企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に注目しています。しかし、CSRDだけが早急な対応を必要とするEU規則ではありません。本資料は、EU域内企業およびEU域外企業の両方に新たに適用される、または既に適用されている可能性のある、緊急かつ広範囲に適用される他のいくつかのEU規則について詳しく説明します。

本資料は、財務報告または第三者保証の要素を含む特定の規則を要約していますが、欧州グリーンディールに由来する、または予定される全ての規則を扱っているわけではないことにご留意ください。企業は、法律顧問と協議し、潜在的な影響がある全てのEU規則を確実に理解する必要があります。

EUタクソミー

サステナブル
ファイナンス
開示規則
(SFDR)EU炭素国境調整
メカニズム
(CBAM)外国補助金規則
(FSR)企業サステナビ
リティ・デュー・デ
リジェンス指令
(CSDDD)

さらに、PwCはCSRDに関するいくつかの資料を公表しています。最新情報は、[In the loop「CSRDの世界的な影響-準備はできていますか?」](#)(和訳は[こちら](#))および[In the loop「次のステップ-CSRDに基づく報告方法の決定」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

¹ EC、「[欧州グリーンディール - 気候中立的な最初の大陸を目指して](#)」

² EC、「[サステナブルファイナンスの概要](#)」

	EU タクソミー	SFDR	CBAM	FSR	CSDDD
ステータス	最終化	最終化	最終化	最終化	草案
主要な影響	特定の主要業績評価指標の開示	企業のサステナビリティ方針および製品のサステナビリティの特性の開示	排出権証書の購入義務に移行する排出の開示	EU 単一市場を歪める可能性の高い EU 域外国からの財政補助金に関する開示	バリューチェーンにおける人権及び環境を保護するための企業の取り組み
適用対象	CSRD の対象となる企業*	金融市場参加者および EU 域内で事業を営む金融顧問会社	EU 域内に輸入される特定の製品	所定の閾値を上回る EU M&A 取引および公共調達手続き	所定の閾値を上回る収益が発生する EU 域内企業および EU 域外企業
開示の場所	CSRD 報告に含める	ウェブサイト、契約前の合意、および定期的報告の組み合わせ	電子データベースを通じて欧州委員会に提出	新書式で欧州委員会に提出	企業のウェブサイトにて年次計算書を掲載
保証	必要	不要 ただし、EU 加盟国により制度化される可能性がある	必要	不要	不要
適用日	一部の EU 域内企業には現在発効している。2024 年に開始する CSRD の段階的適用に従い、新たに対象となる企業にも順次適用される。	現在発効している	2026 年の炭素価格負担開始への移行期間として、報告義務は現在発効	現在発効している	2026 年に適用となる見込み

* EU タクソミーの開示は、2028 年度(2029 年に報告)から始まる EU 域外企業の追加的なグローバル連結報告書では要求されていません。

欧州グリーンディールにより、次々とサステナビリティ要求事項が制定または提案されました。欧州委員会は、このように多数の規則を遵守することの潜在的な難しさを認識し、欧州レベルでの報告義務を 25%削減して企業を支援することを約束しました。このため、2023 年 10 月 17 日、欧州委員会は、CSRD(および、EU タクソミー)の適用可能性を判定するために使用する資産および純売上高(収益)の閾値を 25%引き上げる委任指令を採択しました。新しい閾値は 2023 年 12 月 21 日に発効しました³。この委任指令以前は、総資産および純売上高(収益)の閾値は、2013 年以来更新されていませんでした。

一方で、これらの規制の全てにおいて、企業は、現在の規定に基づいて、適用可能性、相互運用可能性および開示要件を判定することが極めて重要です。

³ EC、[欧州委員会委任指令\(EU\)2023/2775](#)、2023年12月21日付EU官報。



我々の作業の中心はEUタクソミーです。これは経済活動、環境への影響、サステナブルとみなすことができるかどうかについての指針です。

マイリード・マクギネス
欧州委員会 金融サービス、金融安定性、資本市場連合のコミッショナー

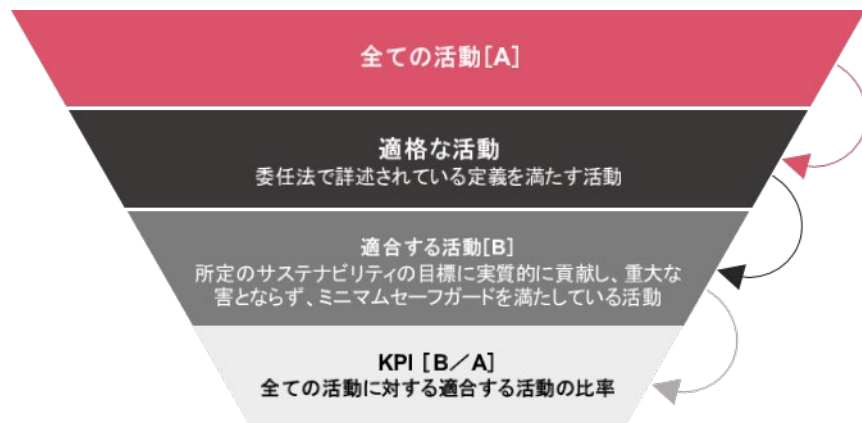
2022年11月3日⁴

EUタクソミー

EUタクソミー規則は、6つの環境関連目標に基づく新たな規範性の高い開示要件を課しています。

	気候変動の緩和	排出を回避もしくは削減する、または排出除去を強化することによって、温室効果ガスの濃度の安定に実質的に貢献する経済活動
	気候変動への適応	現在や将来予想される気候変動のマイナス影響の低減、または気候変動からのマイナス影響の増加の防止に実質的に貢献する経済活動
	水と海洋資源の保全	水と海洋資源の持続可能な利用および保全に実質的に貢献する経済活動
	循環経済への移行	循環経済への移行と水の保全およびリサイクルに実質的に貢献する経済活動
	汚染の防止	汚染の防止と抑制に実質的に貢献する経済活動
	生物多様性と生態系の保全	生物多様性および生態系サービスの保護、保存、および強化に実質的に貢献する経済活動

基本的にEUタクソミーは分類システムです。企業活動の一部が「適格」と認められ、その中でも特に、特定の規準を満たす活動は、EUタクソミーに適合しているとみなされます。



この評価に基づいて、企業は、「環境的にサステナブル」、すなわち6つの環境目標を支持し、特定の規準に適合する企業活動の割合を表す主要な業績評価指標(KPI)を報告することが求められます⁵。この透明性は、資本の流れをよりサステナブルな経済に向けて方向転換できるとともにそれを促進することが意図されています。どの活動が「環境的にサステナブル」(またはタクソミーに適合的)かの決定は複雑であり、以下で論じるような方法論的分析が要求されます。

⁴ EC、2022年11月3日のアイルランド中央銀行財務サービスカンファレンスにおけるマクギネスECコミッショナーの演説「地平線を超えて：金融サービスの将来」

適格な経済活動

EUタクソミーで設定された目標のそれぞれについて、関連する適格な経済活動の詳細なリストが追加の委任法により提供されています。

- **気候委任法**(およびその後の修正) – 2つの気候関連の環境目標^{6,7}の経済活動を定義
- **環境委任法** – 残りの4つの環境目標⁸の経済活動を定義

適格な経済活動がどのようにサステナブル目標を支持しているかを理解することは容易です。例えば、リストには、気候変動の緩和と適応を支持する適格な経済活動として風力発電施設の建設が挙げられています。適格な経済活動の現時点での完全なリストについては、[付録1](#)を参照してください。これらのリストは現在も作業中です。委任法は、環境目標に最も貢献できる経済活動を優先しました。活動は今後さらに追加される予定ですが、追加されるまでは、委任法において識別されない限り、それらの活動をEUタクソミーに適格な経済活動とみなすことはできません。

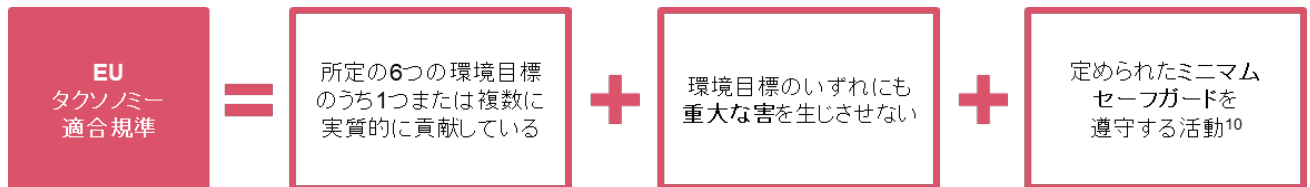
適格活動のリストは、「セクター」(例えば、林業、製造、エネルギー、建設および不動産)別にまとめられています。これらは本質的に、経済活動をテーマ別にグループ分けしたものです。これらの見出しは、適格活動が、特定のセクターで事業を営んでいる企業にのみ適用されることを示すものではありません。むしろ、企業は適格活動の内容を読み、自社の活動との一致を評価して適格性を判断する必要があります。

欧州委員会が管理するウェブサイト「EUタクソミーコンパス」には、環境目標の下で適格と指定されている様々なセクターの適格活動が視覚的に表現されています。⁹

適合的な経済活動

活動のどの部分が「適格」かの決定後、企業はゲート規準を適用して、どの活動がEUタクソミーに適合しているかを決定する必要があります。適格な経済活動を識別する同じ委任法は、特定の活動が(1)6つの環境目標のうちの1つまたは複数に実質的に貢献しているかどうか、(2)環境目標に重大な害を生じさせないかどうかを企業が評価する際に役に立つ「技術的スクリーニング規準」を提供しています。

これらの技術的スクリーニング規準は、EUタクソミーで識別されるミニマムセーフガードと共に、どの活動がEUタクソミーに適合しているかを評価する際に考慮しなければなりません。



⁵ EC、[規則\(EU\) 2020/852](#)、2020年6月22日付EU官報1、13ページ。

⁶ EC、[委員会委任規則\(EU\) 2021/2139](#)、2021年12月9日付EU官報、1ページ(修正)。

⁷ EC、[委員会委任規則\(EU\) 2023/2486](#)、2023年11月21日付EU官報、1ページ。

⁸ EC、[委員会委任規則\(EU\) 2023/2485](#)、2023年11月21日付EU官報、1ページ。

⁹ EC、[EUタクソミーコンパス第3条](#)

¹⁰ EC、[規則\(EU\) 2020/852](#)、第3条、27ページ。

最初の2つのスクリーニングは、EUタクソミーの環境目標に特有のものです。社会およびガバナンスの目標は策定される予定ですが、まだ公表されていません。活動がミニマムセーフガードを満たすことを確認することは、社会的幸福や適切なガバナンスを犠牲にして環境目標が達成されることを防ぐことを意図しています。

付録2は、気候変動の緩和に関連する適格活動(道路による貨物輸送サービス)が、EUタクソミーに整合するかどうかの評価に適用されるプロセスの例を示しています。企業は、適格活動に適用される規準を理解するために、委託法を熟読することが奨励されます。

2023年10月20日、欧州委員会は、企業が、重要性がない活動について、データや証拠がないために遵守を確認できない場合には、「さらに評価なしに、タクソミー適合ではない」として報告できることを明確にするガイダンスを公表しました。ただし、この場合でも、企業は適格活動を報告する必要があります¹¹。

範囲と時期

CSRDの対象となるEU域内企業は、EUタクソミーの対象にもなります。現在、CSRDの前身のEUの非財務報告指令(NFRD)の下で報告している一部の企業は、すでに2021年度からタクソミー開示の提供が要求されていることに留意が重要です。しかし、CSRDはNFRDよりも範囲がかなり広がっています。CSRD報告は、一般的に、EU規制市場に負債証券または持分証券を上場している企業、および、上場していない(1)「大規模」、または(2)「大規模」グループの親会社」と定義される企業に要求されます。その結果、多くの企業が最初のCSRD報告と同時にEUタクソミーの適用対象となることとなります。

CSRDの範囲に関する詳細については、[In the loop「CSRDの世界的な影響—準備はできていますか?」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

時期

2024年度になるとすぐにCSRDの適用対象となる企業は、NDRDの適用対象であることから、すでにタクソミーに基づき報告を行っている可能性が高いと考えられます。2025年にCSRDの適用対象となり、2026年に報告する企業が、EUタクソミーを新たに遵守しなければならない最初の企業になると予想されます。

開示要件

「開示委任法」は、開示要件に関する方法と追加のガイダンスを提供しています¹²。企業は、所定のテンプレートに従って、非適格活動、適格活動、タクソミー適合活動、および特定の種類の財務勘定および指標に関連する主要業績評価指標(KPI)を示すことが要求されます。KPIは、タクソミー適合活動(サステナブル活動と呼ばれる)が活動全体に占める割合を表します。KPIは、活動全体に比較したサステナブル活動の割合を示すことにより、類似する産業や類似する経済活動の企業間の比較を可能にし、投資家が持続可能な経済を支える方法で投資するための情報に基づく意思決定を支援することを目的としています。

要求されるKPIは、企業が金融機関(金融「事業体」と呼ばれる)かどうかによって決まります。適用対象となる金融事業体は、資産運用会社、信用機関、投資会社、保険会社または再保険会社です。他の全ての企業は、非金融企業です。

¹¹ EC、[委員会通知](#)、2023年10月20日付EU官報、14ページ。

¹² EC、[委員会委任規則\(EU\)2021/2178](#)、2021年12月10日付EU官報、9ページ。

適格規準が欠如しているため、一部のセクターの企業は、現在利用可能な定義の下で適格とみなされるであろう多くの活動を行っていない可能性があり、そのためKPIが非常に低くなる可能性があります。このような場合、企業は補足説明の提供を検討できます。

非金融企業

非金融企業の KPI は、財務諸表に報告されている数字から導き出されますが、多くの場合において、その定義は、同様の見出し(例えば、設備投資 (CapEx)、事業費用 (OpEx))とは異なります。

- 純売上高／純収益の総額に占めるサステナブルな純売上高／純収益の割合
- 設備投資総額に占めるサステナブルな設備投資総額の割合
- 事業費用総額に占めるサステナブルな事業費用総額の割合

KPIには、以下を含む背景情報および文脈を提供する定性的な開示が添付されていなければなりません。

- タクソミー適格な経済活動とタクソミーに適合している経済活動の性質
- 売上高、設備投資、および事業費用の決定方法およびそれらの経済活動への配分方法
- EUタクソミーの遵守の評価に関する情報
- 複数の環境目標に貢献する活動に関連する売上高、設備投資および事業費用
- 各 KPI の構成要素および報告期間におけるそれらの金額の変動の理由を説明するコンテキスト情報

以下では、KPI の算定における非金融企業に特有の検討事項を取り上げています。

サステナブルな純売上高または収益

非金融企業の純売上高または純収益の定義は、EU 会計指令および IFRS[®] 会計基準の、特に国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」第 82 項 (a) に示されている収益を指します¹³。

それには、「売上レポートおよび付加価値税や売上高に直接関連するその他税金を控除後の、製品の販売およびサービスの提供から生じた金額」が含まれますが、「実効税率を用いて算定した金利収益および保険収益」も含まれます¹⁴。米国会計基準 (US GAAP) またはその他の現地の会計基準を適用する企業は、それらのフレームワークに基づいて報告された収益を使用することができます。

サステナブルな設備投資 (CapEx)

EUタクソミーで使用される設備投資の定義は、いくつかの点で、財務諸表におけるこの用語の用いられ方とは異なります。「開示委任法」は、設備投資について以下のように定義しています

関連する事業年度における、再評価および減損から生じたものを含み公正価値の変動を除外した、減価償却、償却および再測定前に考慮された当年度中の有形資産および無形資産への追加。また、分母には、企業結合から生じた有形資産および無形資産の取得を含めなければならない¹⁵。

また、委任法は、この定義が IFRS 第 16 号「リース(すなわち、使用権資産)」に基づく追加を含むことを明確にしています¹⁶。この定義を満たす全ての追加は、サステナブルな設備投資の KPI の算定では「設備投資総額」に含まれています。

「サステナブルな設備投資」(すなわち、CapEx KPI の分子)には、(1)タクソミーに適合していると決定された経済活動に関連する設備投資(4 ページ参照)、(2)タクソミーへの適合を高める計画の一部として発生した設備投資、および(3)タクソミーに適合するアウトプットに関連する設備投資という3つの構成要素が含まれます。

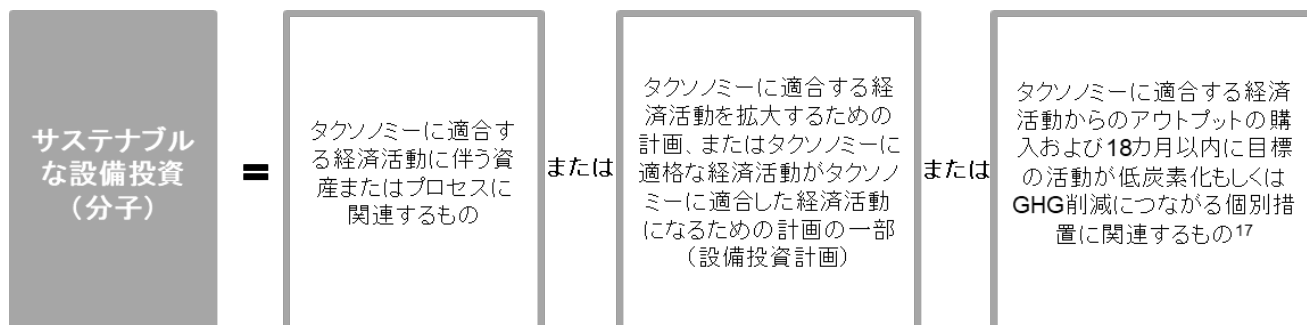
¹³ EC、[委員会委任規則\(EU\) 2021/2178](#)、17ページ、付録I、セクション1.1.1。

¹⁴ EC、[指令2013/34/EU](#)、2013年6月29日付EU官報、27ページ、第2章(5)。EC、[委員会規則\(EU\) 2021/2036](#)、2021年11月23日EU官報、74ページ。

¹⁵ EC、[委員会委任規則\(EU\) 2021/2178](#)、17ページ、付録1、セクション1.1.2。

¹⁶ EC、[委員会委任規則\(EU\) 2021/2178](#)、18ページ、付録1、セクション1.1.2。

設備投資計画の一部に含めるために、企業は、5年以内に計画が目標を達成することを見込んでいなければならない、計画は、企業の管理部門またはその代表によって承認を受けなければならないと見なされます。



サステナブルな事業費用 (OpEx)

EUタクソミーに基づく事業費用も、財務諸表における類似の見出しの合計とはいくつかの点で異なります。EUタクソミーの目的のための事業費用は、一般的に、有形固定資産を稼働させるために発生した資産計上されていない投資と表現されている可能性があります。したがって、これらの金額は、主に、設備投資を補完するものとみなされ、売上原価および従業員や管理費などの事業に関連するその他の費用を含んでいません。

「開示委任法」では、事業費用は以下のように定義されています。

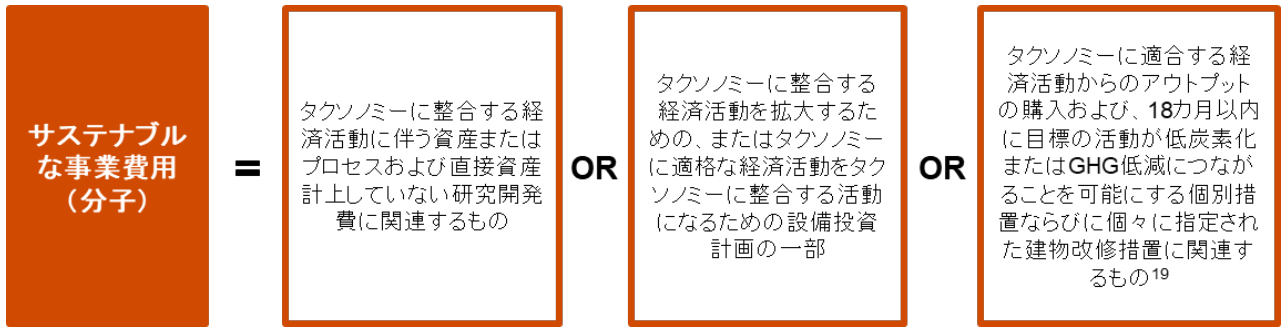
研究開発、建物改修、短期リース、保守および修理、その他、事業体または業務委託先の第三者による有形固定資産の日常的サービスに関連した直接支出で、当該資産の継続的かつ有効な機能の確保に必要な、資産計上されない直接の費用¹⁸。

現地の会計基準を適用し、使用権資産を資産計上していない非金融事業体は、事業費用の中に全てのリース費用を含めることが要求されます。さらに、無形資産は設備投資の定義で特に言及されていますが、事業費用の定義では言及されていません。いずれにしても、無形資産を支える費用は事業費用とみなされる可能性があるため、PwCは考えています。

この定義を満たす全ての費用は、サステナブルな事業費用 KPI の計算において「事業費用総額」に含まれます。「サステナブルな事業費用(すなわち、OpEx KPI の分子)」には、(1)タクソミーに適合していると決定された経済活動に関連する事業費用(4ページ参照)、および特定の研究開発費、(2)適切な設備投資計画の一部として発生した事業費用、および(3)タクソミーに適合するアウトプットに関連する事業費用という3つの構成要素が含まれます。

¹⁷ EC、[委員会委任規則\(EU\)2021/2178](#)、18ページ、付録I、セクション1.1.2。

¹⁸ EC、[委員会委任規則\(EU\)2021/2178](#)、18ページ、付録I、セクション1.1.3。



事業費用 KPI は、定義される事業費用が企業のビジネスモデルにとって重要性がある場合にのみ要求されます。重要性がない場合には、企業は引き続き事業費用総額を開示しますが、その金額に重要性はないという説明を付けてサステナブル事業費用をゼロとして開示します。企業のビジネスモデルにとって重要性がない場合、企業が適格な設備投資 KPI を省略することを認める同様の規定はありません。

金融事業体

金融事業体の KPI のリストは、非金融事業よりも範囲が広く、また事業体の種類によって異なります²⁰。

資産運用会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 総運用資産に対する、投資先企業のサステナブル活動への投資の割合: グリーン投資率 (GIR)
信用機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 総資産に対する、サステナブル活動に投資される投融資の割合: グリーン資産率 (GAR) ● 総融資保証に対する、サステナブル活動に資金提供する負債性証券のための融資保証の割合 ● 総運用資産に対する、サステナブル活動に資金提供する企業の運用資産の割合 ● 融資以外の手数料およびコミッション収入総額に対する、サステナブル活動に関連する融資以外の商品およびサービスから得る手数料およびコミッション収入の割合 ● トレーディング勘定ポートフォリオのすべての購入と販売の絶対額合計に対する、サステナブル活動のトレーディング勘定ポートフォリオ (購入と販売の絶対額合計) の割合
投資会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 総資産に対する、タクソミー適格活動に関連する資産の割合 ● (1) タクソミー適格活動に関連する資産、および (2) 総資産に対する、タクソミー適合活動に関連する資産の割合
保険会社 / 再保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 総投資額に対する、サステナブル活動への資金提供を目的とする、またはそれに関連する投資額の割合 ● 総収入保険料に対する、サステナブル活動のための引受活動の収入保険料総額の割合

いずれの場合も、タクソミーに適合する活動は、(1) 中央政府、中央銀行、および超国家的な発行者に対するエクスポージャー (これらの金額も分母から除外)、(2) デリバティブ、および (3) CSRD の適用対象ではない事業体に対するエクスポージャーを除外します。

KPI の分子 (該当する場合) および分母の構成要素について、金融事業体および非金融企業へのエクスポージャーおよび投資を示す追加の開示が要求されます。さらに、EU 域内と EU 域外の

¹⁹ EC、[委員会委任規則 \(EU\) 2021/2178](#)、18ページおよび19ページ、付録I、セクション1.1.3。

²⁰ EC、[委員会委任規則 \(EU\) 2021/2178](#)、35ページから66ページ、付録IVから付録X。

CSRD の適用対象でない事業体については、個別の開示が要求されます。また、KPI は、KPI に関する洞察ならびに、以下を含む事業戦略への影響および進展を提供する定性的開示によって捕捉する必要があります。

- 定量的指標を裏付ける背景情報
- タクソミーに適合した経済活動の性質と目的、およびタクソミーに適合した経済活動の経時的な発展についての説明、および
- 事業戦略における EU タクソミーの遵守に関する記述

さらに、取引上のエクスポージャーに関する定量的情報の開示が要求されていない信用機関は、取引ポートフォリオがタクソミー規則に適合していることを示す定性的情報、および事業戦略を裏付ける情報と活動全体におけるタクソミーに適合する経済活動の資金調達加重を開示することが要求されています。

保証または検証

EUタクソミーによって要求される開示は、CSRDに基づく他の開示と同じ保証要件の適用対象となります。

EU タクソミーの開示は、CSRD の下でのサステナビリティ報告の一部であり、企業の経営報告書の専用セクションで欧州サステナビリティ報告基準によって要求される開示と一緒に提示されることを意味します。したがって、その開示には、CSRD に基づく開示と同じ保証要件が適用されません。すなわち、当初に限定的保証が要求され、将来的には合理的保証に移行します。

CSRD の発効日以前は、EU タクソミーの開示に EU 全域の保証義務は課されていません。個々の法域は、CSRD の国内法化の過程で追加的な保証要件を設定することができます。例えば、NFRD では要求されていませんが、一部の EU 加盟国は NFRD の開示について追加的な保証要件を制定しました。

詳しく知るには

作成者を支援するために、欧州委員会は、EU タクソミーの適用に関連するよくある質問を公表しました²¹。また、詳細については、PwC の [In depth INT2021-07「EU タクソミー規則第 8 条の実務」](#) (和訳は[こちら](#)) および [In brief INT2023-14「EU タクソミー: 欧州委員会がサステナブルファイナンス政策パッケージに基づく最終的な委任法を公表」](#) (和訳は[こちら](#)) もご参照ください。

²¹ EC、「[EUタクソミーおよび委任法に関するFAQ集](#)」

サステナブルファイナンス開示規則

サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)は、欧州グリーンディールの目標を達成するためのもうひとつの構想であり、金融商品に関するサステナビリティ関連情報の開示方法との調和を意図しています²²。SFDRは、サステナブルな活動に関する透明性を高める取り組みにおいて、EUタクソミーとテーマが関連しています。EUにおいて買手を市場リスクに晒す金融商品を販売する投資顧問や運用会社などの金融市場参加者やファイナンシャルアドバイザーは、サステナビリティのリスクをどのように統合し、投資の意思決定プロセスにおいてサステナビリティへの悪影響をどのように考慮しているかに関する情報を開示するとともに、金融商品に関するサステナビリティ関連情報を提供することが要求されています。

EUタクソミーと同様に、SFDRの初期の要求事項は、欧州議会とEU理事会によって引き続き補足されています。は、欧州監督当局は、規制技術基準(Regulatory Technical Standards: RTS)の修正に関するパブリックコンサルテーションを開始し、2023年7月に終了しました²³。この修正が採択されれば、主要な悪影響に関連した開示は拡充されることとなりますが、まだ追加開示の発効日は決定されていません。そのため、影響を受ける金融市場参加者やファイナンシャルアドバイザーは、SFDRに関連する動向を注視することが求められます。

欧州委員会は、以下についての意見を得るため、SFDRに関する2回のパブリックコンサルテーションを実施しました。

- 特にSFDRおよびEUのサステナブルファイナンスの枠組みに精通したステークホルダーからの意見を得るための実施プロセス²⁴
- 現在、SFDRが実務においてどのように機能しているか²⁵

両コンサルテーションに対するコメントの提出期限は2023年12月15日です。

範囲と時期

SFDRは、EUで商品を販売する金融市場参加者と、EUで投資アドバイスを提供するファイナンシャルアドバイザーに適用されます。それぞれSFDRでは以下のように定義されています。

- **金融市場参加者** ポートフォリオ管理サービスを提供する投資会社や信用機関、オルタナティブ投資ファンドマネジャー、職域年金基金指令(IORP)、保険型投資商品を提供する保険会社などが含まれる。
- **ファイナンシャルアドバイザー**には、投資アドバイスを提供する投資会社や信用機関、保険型投資商品に関する保険アドバイスを提供する保険(仲介)会社が含まれる。²⁶

金融市場参加者およびファイナンシャルアドバイザーは、SFDRの適用対象となり、CSRDおよびEUタクソミーの範囲に含まれる前であっても、開示義務を負う可能性があります。

時期

ひとつの例外を除き、開示は、該当する企業ウェブサイトへの掲載と2023年1月1日時点で有効な契約前開示に含めることが要求されました。サステナビリティ要素に対する投資の意思決定の主な悪影響がどのように考慮されたかに関する開示は、2023年6月30日より要求されました。

²² EC、[規則\(EU\)2019/2088](#)、EU官報の1ページに2019年12月9日付で掲載。

²³ EC、[欧州金融監督者制度](#)。欧州監督機構は、欧州銀行監督機構、欧州保険年金監督機構、および欧州証券市場監督機構(ESMA)により構成されている。ESMA、[「SFDR委任規制のレビューに関する共同コンサルテーション」](#)。

²⁴ EC、[サステナブルファイナンス開示規則\(SFDR\)の適用に関する対象を限定したコンサルテーション](#)。

²⁵ EC、[サステナブルファイナンス開示規則一評価](#)。

²⁶ EC、[規則\(EU\)2019/2088](#)、7ページおよび8ページ、第2章(1)および第2章(11)。

²⁷ EC、2022年3月23日、2022年度ルクセンブルグファンド業界協会(ALFI)欧州資産管理カンファレンスにおけるマイリード・マクギネス欧州委員会コミッショナーの[演説](#)。



「EUタクソミー」は、「サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)」と連動しています。... SFDRは、金融市場における説明責任、規律および効率を高めま

マイリード・マクギネス
欧州委員会 金融サービス・金融安定・資本市場同盟担当コミッショナー
2022年3月23日²⁷

開示要件

SFDRは、企業レベルと金融商品レベルの両方での開示を要求しています。企業のウェブサイトおよび目論見書(契約前の開示)などの金融商品への投資前の見込み投資家に示される情報では、企業の種類や商品の種類に応じて異なる開示が要求されます。また、金融市場参加者には、定期的な開示要件があります。企業は、当初公表日と更新日を記載し、ウェブサイトの開示を最新の状態に保つことが要求されています。

欧州監督当局は、サステナビリティ指標に関する情報の内容、方法論および表示を記述するために、SFDRを補完する規制技術基準を策定しました。これらの技術基準には、商品固有の開示を提供するためには変更すべきでない詳細なテンプレート(フォントサイズまたはフォーマットを除く)が含まれています。開示に関する一般情報は以下の通りであり、付録3には、金融市場参加者およびファイナンシャルアドバイザーを対象とした要求事項に関する詳細な表が含まれています。

金融市場参加者は、サステナビリティリスクの投資の意思決定への統合に関する方針や、報酬の方針がこの統合とどのように適合しているかについての情報を開示することが要求されます。また、投資の種類に応じて、追加的な開示が要求されます。商品は、以下のように、SFDRの該当するセクションにちなんで名付けられた3つのカテゴリーに分類されます。

- 第6条—第8条または第9条に該当しない主流の金融商品
- 第8条—環境的および社会的特性を促進する金融商品
- 第9条—サステナブル投資が目的の金融商品

また、金融市場参加者は、第8条および第9条の環境投資コミットメントを有する金融商品が、EUタクソミーの目標に適合しているかどうかを述べなければなりません。第8条および第9条の金融商品に関する定期開示の頻度と場所は、企業の種類によって異なります。ほとんどの企業は、年次報告書においてこれらの開示を要求されます。特定の企業(例えば、保険会社、ポートフォリオマネジャー)については、そのような種類の金融市場参加者に特有の指令や規則で要求されているように、定期報告に開示を含める必要があります。

ファイナンシャルアドバイザーの開示は、サステナビリティリスクと関連する報酬方針の統合に関する同様の情報が要求されていますが、より限定的です。

保証または検証

一部のEU加盟国(例えば、ドイツ)は、現地法で保証要件を制定していますが、SFDR自体は保証を義務付けていません。その他の場合、EU加盟国は、第三者保証の対象となるEU域内企業の経営報告書に情報を記載するよう要求する可能性があります。

詳しく知るには

SFDRの適用の詳細については、PwCの[EUサステナビリティニュースレターの第1号](#)および[第3号](#)の記事をご参照ください。

EU炭素国境調整メカニズム

EU 炭素国境調整メカニズム(CBAM)は、EU の気候目標を守り、公正な競争を奨励するための手段として、欧州グリーンディールの一環として公表されました²⁸。CBAM は、炭素価格を織り込んだ EU 排出量取引制度(EU ETS)の下で取引されている EU 製品の潜在的に高い価格に比較して、輸入品の価格を平等にすることを目的としています²⁹。EU ETS は、EU の炭素市場であり、企業は排出枠を無償で付与され、追加の排出枠を市場で購入または売却できる「キャップ・アンド・トレード」制度です。CBAM は、輸入品に対する EU 企業の製品の競争力を維持することにより、条件が公平になるよう設計された制度です。

範囲と時期

CBAM は、最初は、鉄鋼、アルミニウム、電気、特定の肥料、セメント、水素、および特定の前駆物質(すなわち、前記の物品の製造に使用される特定の物品)や、これらの物品から製造されるねじやボルトなど限られた製品の EU 輸入品に適用されます。欧州委員会は CBAM の全体的な機能を評価するために、2026 年までの移行期間中に CBAM を評価します。現在、CBAM の適用範囲は、EU ETS が対応しているほとんどの製品グループまで拡大されると見込まれています。拡大される範囲は、主として、製造過程で二酸化炭素を生成する製品(例えば、ガラス、セラミック、厚紙)、亜酸化窒素、およびパーフルオロカーボンに関係します。現在、適用範囲の拡大は 2030 年までを目標としており、移行期において、欧州委員会は、製品の範囲を拡大すべきかどうかを検討する予定です。

現在、EU ETS を適用している、または EU ETS にリンクしている一部の EU 域外国(すなわち、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよびスイス)は、CBAM から免除されています。EU 加盟国において軍が使用する輸入品や、ごく少額の輸入品などは、その他の免除が適用される場合があります。さらに、炭素価格がすでに原産国で支払われている場合には、クレジットが利用可能です。

影響を受けるその他の企業

CBAM の報告義務は、商品を輸入する EU 企業にあります。法令遵守の負担はバリューチェーン全体にわたり、CBAM 商品の輸出業者や生産者にまで及びます。報告書に使用される製品に組み込まれている直接および間接的な排出に関するデータを提供する必要がありますのは、これらの当事者です。EU における売上高に関する企業予測も、予想される追加コストの影響を受ける可能性があります。これは全体的な財務計画や報告のその他の要素に影響を及ぼす可能性があります。

時期

CBAM は段階的に発効し、当初は開示のみを要求します。2026 年以降、企業は、EU に輸入される製品に組み込まれている直接および間接的な排出(主に、二酸化炭素)を表す「CBAM 証書」の購入が要求されます。これらの証書の価格は、既存の EU ETS に基づく排出枠の購入に支払われる価格と連動します。

開示要件

2023 年 10 月 1 日以降、輸入業者は、前四半期に EU に輸入した製品の数量、および組み込まれている直接および間接的な温室効果ガスの総量および品目ごとの CO2 換算トンンを詳述した四半期報告書を(電子データベース経由で)欧州委員会に提出することが義務付けられています。2026 年からは、前年の排出に関する年次申告を作成し、それに対応する数の CBAM 証書を添付する必要があります。

²⁸ EC、「炭素国境調整メカニズム」。

²⁹ EC、「EU 排出取引システム(EU ETS)」。

³⁰ EC、2022年10月7日、グローバル・グリーン・トランスフォーメーション・カンファレンス(東京GX)における欧州委員会副委員長フランス・ティメルマンズ氏の冒頭挨拶。



私たちの炭素排出が他の場所に漏れる(いわゆる炭素リーケージ)を避けるために、炭素国境調整メカニズム(CBAM)を設定しています。CBAMは、鉄鋼やセメントのような炭素排出量の高い輸入製品の炭素含有量に価格を課します。

フランス・ティメルマンズ氏
欧州委員会副委員長
2022年10月7日³⁰

保証または検証

排出の申告は、2026年から、外部独立機関による「検証」と呼ばれる規制の対象となります。検証要件を規定する法律は、2024年に策定され、2025年に委任法として施行される予定です。現段階では、要求される第三者保証の範囲（例えば、限定的保証か合理的保証か、あるいはその他の検証か）は不明です。

詳しく知るには

詳しくは、PwCのポッドキャスト「[How will the EU's Carbon Border Adjustment Mechanism impact you?](#)」(英語)やウェブキャストシリーズをご視聴いただくか、欧州委員会の公表した文書「[Questions and Answers: Carbon Border Adjustment Mechanism \(CBAM\)](#)」をご参照ください。



「外国補助金規則」は、EU域外国によって供与され、EUで事業を営む企業に利益をもたらす補助金に相對して、公平な競争条件を維持することを目的としています。

我々は、必要に応じて、外国からの財政支援の結果としてEU市場の競争を歪曲する、不公平な優位性を防ぐ措置をとることができます。

マルグレア・ヴェスタガー
欧州委員会 上級副委員長
2023年3月6日³¹

外国補助金規則

EUで新たな規制が大きく進展したことで、EU産業の継続的な競争力についての懸念が生じています。こうした懸念の中で最たるものは、外国からの補助金が単一市場というEUの基本原則を歪めかねないというリスクです。すなわち、EU域内で事業を営む企業がEU域外の政府から直接的または間接的に補助金を受けると、不当に有利になる可能性があるということです。これに対して、欧州グリーンディールを補完する「EUグリーンディール産業計画」には、EU産業の公正な競争と地政学的な独立性を確固たるものとするための条項が盛り込まれました。この計画に含まれる幅広い政策は、規制緩和に焦点を当て、特定の産業を対象とする補助金を導入していますが、同時に、EU域内市場の競争力に影響を与える外国国家からの補助金を制限することを目的とした外国補助金規則(FSR)の発行につながりました³²。

FSRは、株式公開買付を行ったり特定の取引契約を締結したりする企業が受け取った外国からの補助金に透明性を提供することにより、競争条件を公平にすることを目的としており、既存の国家補助規制に基づいています。外国からの補助金は、「第三国によって直接的または間接的に提供され、便益をもたらす、1つまたは複数の事業体もしくは産業に限定される資金的貢献と理解されるべき³³」です。これには、補助金だけでなく、融資、債務保証、債務免除、物品またはサービスの提供など、その他の形態の便益も含まれます³³。

範囲と時期

外国補助金規則は取引の種類と規模に基づいて適用され、適用対象の事業体に対して、EU域外の国からの資金的貢献に依存している範囲を開示することが要求しています。対象となる取引には、規模の規準に従い、M&A、共同支配企業が含まれます。「政府部門や地方自治体などの公的機関が企業から労働、物品またはサービスを購入するプロセス」と定義される、一部の公共調達手続きも対象となります³⁴。



合併、買収および共同支配事業

買収した事業、合併する当事者のひとつ、または共同支配事業が、次の要件全てを満たしている。

- EU域内で設立されている。
- EU域内で最低€500百万(2023年12月31日現在、約\$552百万)売上高(収益)がある。
- 取引当事者が、過去3年間にわたり少なくとも合計€50百万(2023年12月31日現在、約\$55百万)の外国からの資金的貢献を受けている。



公共調達手続き

次の両方が適用される。

- 見積契約額が少なくとも€250百万(2023年12月31日現在約\$276百万)、かつ
- 入札企業が、過去3年間にわたりEU域外国から、1か国あたり少なくとも€4百万(2023年12月31日現在約\$4百万)の資金的貢献を受けている。³⁵

EU域内で、FSRの閾値に達する(a)M&A活動、または(b)公共調達手続きに参加する全ての企業は、過去3年間に受け取った全ての国家補助の正式な通知書を提出し、欧州委員会の承認を受けることが要求されます。欧州委員会は、当該規則に違反した場合に広範囲にわたる権限を有しており、全世界のグループ年間売上高の最大10%の多額の罰金を課すことができます。また、完了している取引契約を解除したり、未履行取引を阻止したり、公開買付けの入札者への成約を禁止したりする権限も有しています。

³¹ EC、2023年3月6日、外国補助金規則に関する合同会議の上級副委員長ベステイガー氏の基調講演:「外国補助金—地政学的パズルの一部」。

³² EC、Regulation (EU) 2022/2560 2022年12月23日付EU官報、1ページ、L330。

³³ 同上、2ページ、パラグラフ11。

³⁴ EC、公共調達手続き。

³⁵ EC、欧州委員会が外国補助金規則の適用に関する規則を採択する。

時期

FSRの規定は2023年7月12日に発効し、報告要件の適用は2023年10月12日に開始されました。

開示要件

開示は、FSR第5条に記載されている通り、取引の種類、および外国からの資金的貢献がEUの単一市場を「歪曲する可能性が最も高い」とみなされるかどうかによって異なります(取引は「第5条 資金的貢献」と称される)³⁶。潜在的に歪曲的な補助金の例には、特に、補助金がなければ倒産する可能性の高い企業に供与される補助金および無制限保証という形の補助金が含まれます。取引の背景情報に関する詳細な情報を開示することが要求されており、また、外国からの資金的貢献については、下表のとおり開示することが求められています。

	合併、買収および共同支配事業	公共調達手続き
第5条「資金的貢献」とみなされる外国からの資金的貢献	過去3年間に供与された、個々の金額が少なくとも€1百万(2023年12月31日現在約\$1百万)の全ての資金的貢献に関する詳細な情報	届出前の過去3年間に供与された、少なくとも€1百万(2023年12月31日現在約\$1百万)の全ての資金的貢献に関する詳細な情報
その他の全ての外国からの資金的貢献	以下の全ての資金的貢献の概要 <ul style="list-style-type: none">● 個々の金額が少なくとも€1百万(2023年12月31日現在約\$1百万)● 多くの例外を除き、過去3年間にわたり、少なくとも€45百万(2023年12月31日現在約\$50百万)を取引の当事者に供与している国³⁷	以下の全ての資金的貢献の概要 <ul style="list-style-type: none">● 個々の金額が少なくとも€1百万(2023年12月31日現在約\$1百万)● 通知前の過去3年間にわたり、少なくとも€4百万(2023年12月31日現在約\$4百万)を届出当事者に供与している国³⁸

開示は、入札参加申込みと一緒に提出(FS-PP様式)、または合併契約締結前に欧州委員会に提出(FS-CO様式)しなければならない新たな様式の届出書において要求されます。具体的な様式に関する要件は、施行規則に記載されています³⁹。

保証または検証

FSRには、第三者保証または検証に関する要求事項は含まれていません。

詳しく知るには

FSRについての詳細は、PwCの [Tax Policy Alert](#)(英語のみ)または記事「[The EU's FSR could have a dramatic impact on EU inward investment. Is your business ready?」](#)(英語のみ)をご一読いただくか、[ポッドキャスト「Talking ESG: Preparing for the EU's Foreign Subsidies Regulation」](#)(英語)をご視聴ください。

³⁶ EC、[Regulation \(EU\) 2022/2560](#)、15ページ L 330、第5条。

³⁷ EC、[欧州委員会適用規則\(EU\) 2023/1441](#)、2023年7月12日付EU官報、29ページ、L177。

³⁸ [欧州委員会適用規則\(EU\) 2023/1441](#)、43ページ。

³⁹ [欧州委員会適用規則\(EU\)](#)、1ページ。



[CSDDD]法案は、企業がグローバル・サプライチェーンを通じて事業活動を行う方法をまったく変えてしまうゲームチェンジャーです。このようなルールで、我々は、人権のために立ち上がり、グリーンへと移行させたいと考えています。

ディディアー・レインダーズ
欧州委員会司法担当コミッショナー
2022年2月23日

企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令－法案

2022年2月、欧州委員会は、企業サステナビリティ・デュー・デリジェンス指令(CSDDD または CS3Dとも呼ばれる)を提案しました⁴¹。その目的は、公正でサステナブルな経済のために、企業が世界のバリューチェーンにおいて人権(例えば、児童労働および労働者の搾取の防止)および環境(例えば、汚染および生物多様性への影響)を保護するための規則を確立し、その責任を企業の取締役に関与させることです。

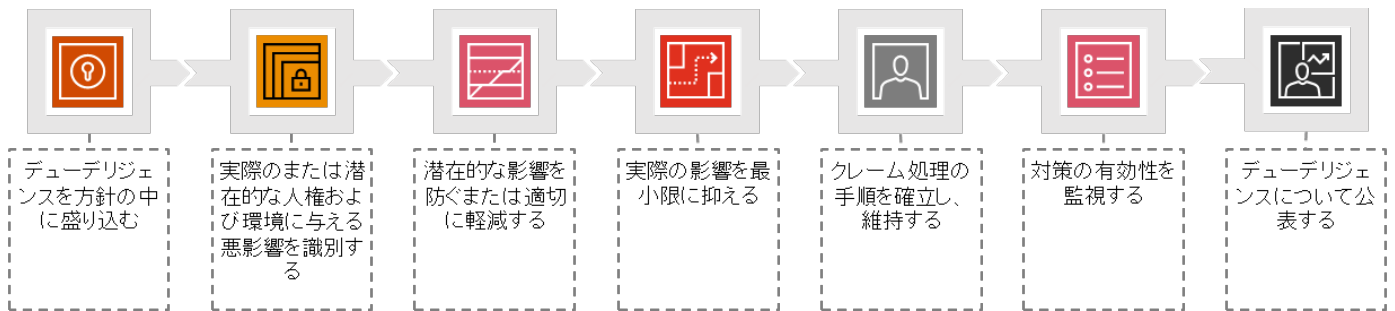
CSDDD案は、企業に対して、以下の防止、終結または緩和のための適切な措置を講じることを要求します。

- 国際人権協定に含まれる権利および禁止事項への影響
- 多くの多国間環境条約に反する環境への影響

このような規則および条約の例としては、世界人権宣言および労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言があります。

さらに、CSDDD案は、適用対象の企業の取締役に関与する重要な義務を負わせています。取締役は、人権、気候変動および環境に関連して識別された実際のおよび潜在的な悪影響に対応するために、デューデリジェンスを実施および監督し、そして企業戦略を変更するための「措置」を講じることが求められます⁴²。

CSDDD案の遵守のために、企業は、以下のことを行う必要があります。




範囲と時期

CSDDD案では、適用対象に、特定の従業員数および全世界の純売上高を上回るEU域内企業が含まれます。EU域外企業は、EU域内で創出された純売上高に基づく閾値のみが適用されます。企業がEU域内ルールとなるかEU域外ルールの対象となるかは、企業がどこで設立されたかによって異なります(例えば、米国に本社を有する企業のスペイン子会社はEU域内ルールの対象となり、その親会社はEU域外ルールの適用対象となります)。

⁴¹ EC、企業サステナビリティ・デュー・デリジェンスおよびDirective (EU) 2019/1947の修正に関する欧州議会およびEU理事会の指令に関する提案。

⁴² Directive (EU) 2019、1937を修正する指令に関する提案、66ページ。

提案されているように、以下の企業が適用対象となります。



CSDDDは、次の特性を有する企業に適用される

EU 域内企業

次のいずれか

- 従業員数が500人以上、かつ
- 全世界の純売上高(収益)が€150百万(2023年12月31日現在で約\$166百万)超

または

- 従業員数が250人以上、かつ
- 全世界の純売上高(収益)が€40百超(2023年12月31日現在で約\$44百万)

企業の純売上高の50%以上が、繊維製造、農業、鉱物資源の掘削など高い影響力があると定義されるセクターで創出されていることを条件とする。⁴³

EU 域外企業

次のいずれか

EU域内で創出された純売上高(収益)が€150百万(2023年12月31日現在で約\$166百万)超

または

EU域内で創出された純売上高(収益)が、€40百万から€150百万の間(2023年12月31日現在でそれぞれ約\$44百万から\$166百万の間)

企業の純売上高の50%以上が、繊維製造、農業、鉱物資源の掘削など高い影響力があると定義されるセクターで創出されていることを条件とする。

上記の閾値よりも高い基準(すなわち、従業員 500 人以上および EU 域内企業について純売上高 €150 百万、EU 域外企業については純売上高€150 百万)を満たす企業は、その事業戦略がパリ協定に沿って地球温暖化を 1.5°Cに抑えることと両立する計画を採択することも要求されます。これらの制限要因を満たすための金銭的インセンティブを与えるために、この計画を取締役の報酬に組み込まなければなりません。

時期

欧州議会、EU 理事会および欧州委員会の間での三者交渉が進められており、おそらく 2024 年初頭には文書についての最終合意に達し、その後まもなくして CSDDD が発効すると見込まれます。これらの交渉によってどの程度の変更がなされるかはまだ不明です。CSDDD は段階的に企業に適用され、CSDDD の発効から 2 年後に適用開始することが提案されています。

開示要件

CSDDD 案は、企業のウェブサイトにて年次報告書を公表する義務を課すこととなりますが、開示する必要のある内容や規準はまだ策定されておらず、これは将来の委任法のテーマとなるでしょう。

保証または検証

CSDDD 案は、企業が第三者保証または検証を受けるための要求事項を提案していません。

詳しく知るには

CSDDD 案については PwC の [EU サステナビリティニュースレターの第 2 号](#)で詳しく紹介しています。

⁴³ EC、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンスおよび Directive (EU) 2019/1947 の修正に関する欧州議会および EU 理事会の指令に関する [提案](#) の第 2 条(1)。



欧州グリーンディールでは、政策分野を縦割りに細分化しました。我々はグリーンビジネスを全ての人のビジネスにしました。今、我々は、グローバルレベルでこれを実行する必要があります。

フランス・ティメルマンズ
欧州委員会 上級副委員長
2023年5月9日

最終考察

企業が上記の EU の規則の影響を全て把握し、その他を継続的に監視するための適切なプロセスを確立することが重要です。規制要件を満たさない場合、企業が EU 域内で事業を行う能力に重大な影響を及ぼす可能性があるか、または、相当の罰金が科される可能性があります。

PwC は、規則および規則案の要求事項の一部は、共通のテーマ(例えば、炭素排出に焦点を当てること)があることに留意しました。引き続き新しい規則が公表されているため、個々の規則への準拠ではなく、中心となるデータの品質に焦点を当てるのが有用かもしれません。企業はそれぞれの規則を遵守する必要がありますが、データを優先させた総合的なアプローチを採用する方がより効率的であることが分かる可能性があります。企業のサステナビリティの実務に意味ある変革を促すと EU が期待しているのは、これらの規則の相互関連性の中にあります。

PwC の [EU サステナビリティニュースレター](#) は、EU タクソミー、SFDR、CSRD およびその他の規則に関する定期的なアップデートを提供しています。また、サステナビリティに特化した PwC の会計および報告に関するコンテンツについては、PwC 米国の [ESG/サステナビリティ報告のページ](#)、または PwC Global の [環境、社会およびガバナンス\(ESG\)](#) のページをご覧ください。

付録1－適格活動のリスト

気候変動の緩和と気候変動への適応⁴⁴

1. 林業

- 1.1. 植林
- 1.2. 異常事象後の再植林や天然林の再生を含む森林の再生および修復
- 1.3. 森林管理
- 1.4. 森林保全

2. 環境保全および回復活動

- 2.1. 湿地の再生

3. 製造

- 3.1. 再生可能エネルギー技術の製造
- 3.2. 水素の発生および利用設備の製造
- 3.3. 輸送用低炭素技術の製造
- 3.4. 電池の製造
- 3.5. ビル用省エネ機器の製造
- 3.6. その他の低炭素技術の製造
- 3.7. セメントの製造
- 3.8. アルミニウムの製造
- 3.9. 鉄鋼の製造
- 3.10. 水素の製造
- 3.11. カーボンブラックの製造
- 3.12. ソーダ灰の製造
- 3.13. 塩素の製造
- 3.14. 有機基礎化学品の製造
- 3.15. 無水アンモニアの製造
- 3.16. 硝酸の製造
- 3.17. 一次製品のプラスチックの製造

4. エネルギー

- 4.1. 太陽光発電
- 4.2. 集光型太陽熱発電(CSP)
- 4.3. 風力発電
- 4.4. 海洋エネルギー技術による発電
- 4.5. 水力発電
- 4.6. 地熱発電
- 4.7. 再生可能な非化石ガスおよび液体燃料による発電
- 4.8. バイオエネルギー発電
- 4.9. 電力の送配電
- 4.10. 電力の貯蔵
- 4.11. 熱エネルギーの貯蔵

- 4.12. 水素貯蔵

- 4.13. 輸送用バイオガス、バイオ燃料および輸送以外の目的のためのバイオ液体燃料の製造
- 4.14. 再生可能・低炭素ガスの送配電網
- 4.15. 地域冷暖房供給
- 4.16. 電動ヒートポンプの設置・運用
- 4.17. 太陽エネルギーによる熱・冷熱と電力の熱電併給
- 4.18. 地熱による熱・冷熱および電力の熱電併給
- 4.19. 再生可能非化石ガスおよび液体燃料による熱・冷熱と電力の熱電併給
- 4.20. バイオエネルギーによる熱・冷熱と電力の熱電併給
- 4.21. 太陽熱の加熱による熱・冷熱の生成
- 4.22. 地熱エネルギーによる熱・冷熱の生成
- 4.23. 再生可能な非化石ガスおよび液体燃料による熱・冷熱の生成
- 4.24. バイオエネルギーによる熱・冷熱の生成
- 4.25. 廃熱を利用した熱・冷熱の生成
- 4.26. 燃料サイクルからの廃棄物が最小限の原子力プロセスからエネルギー生産するための先進技術を商業化する前段階
- 4.27. 利用可能な最高の技術を使用した、水素製造を含む発電または熱生成のための新しい原子力発電所の建設および安全な運転
- 4.28. 既存設備での原子力発電
- 4.29. 化石ガス燃料による発電
- 4.30. 化石ガス燃料による熱・冷熱・電力の高効率熱電併給
- 4.31. 効率的な地域冷暖房システムにおける化石ガス燃料による熱または冷熱の生成

5. 上下水道・廃棄物管理・浄化

- 5.1. 集水・浄水・給水システムの工事・拡張・運営
- 5.2. 集水・浄水・給水システムの更新
- 5.3. 廃水回収処理の工事・拡張・運営
- 5.4. 廃水回収・処理の更新
- 5.5. 発生源で分別された非有害廃棄物の留分の収集と輸送
- 5.6. 下水汚泥の嫌気性消化
- 5.7. バイオ廃棄物の嫌気性消化
- 5.8. バイオ廃棄物の堆肥化
- 5.9. 非有害廃棄物からの物質回収
- 5.10. 埋立地ガスの回収と利用
- 5.11. CO2輸送
- 5.12. CO2の地下永久地中貯留

⁴⁴ 委員会委任規則(EU)2021/2139(修正)、12ページおよび146ページ。委員会委任規則(EU)2023/2485、8ページ、付録I、および43ページ、付録II。

付録1－適格活動のリスト(続き)

6. 輸送

- 6.1. 都市間旅客鉄道輸送
- 6.2. 貨物鉄道輸送
- 6.3. 都市・郊外輸送、陸路による旅客輸送
- 6.4. パーソナルモビリティ運用、自転車による輸送
- 6.5. バイク、乗用車、軽商用車による輸送
- 6.6. 陸路による貨物輸送サービス
- 6.7. 内陸の旅客水上輸送
- 6.8. 内陸の貨物水上輸送
- 6.9. 内陸の旅客・貨物水上輸送の改修

7. 建設・不動産

- 7.1. 新築建設
- 7.2. 既存建物の改修
- 7.3. 省エネ機器の設置、保守および修理
- 7.4. 建物内(および建物併設駐車場)における電気自動車の充電スタンドの設置、保守および修理
- 7.5. 建物のエネルギー性能の測定、調整および制御を行うための機器および装置の設置、保守および修理
- 7.6. 再生可能エネルギー技術の設置、保守および修理
- 7.7. 建物の取得および所有

8. 情報通信

- 8.1. データ処理、ホスティングおよび関連活動

気候変動の緩和

3. 製造

- 3.18. 自動車・モビリティ部品の製造
- 3.19. 鉄道車両構成要素の製造
- 3.20. 気候変動の緩和に実質的な貢献をもたらす、または実質的な貢献を可能にする送配電用の高、中、低電圧機器の製造、設置、サービス
- 3.21. 航空機の製造

6. 輸送

- 6.18. 航空機のリース
- 6.19. 旅客および貨物の航空輸送
- 6.20. 航空輸送の地上支援業務

8. 情報通信

- 8.1. GHG 排出削減に関するデータ・ドリブン・ソリューション

9. 専門的、科学的、技術的な活動

- 9.1. 市場調査、開発およびイノベーション
- 9.2. CO2の直接空気回収のための研究、開発、イノベーション
- 9.3. 建物のエネルギー性能に関する専門的サービス

- 6.10. 海上・沿岸の貨物水上輸送、港湾業務用船舶およびその付帯業務
- 6.11. 海上・沿岸の旅客水上輸送
- 6.12. 海上・沿岸の貨物・旅客水上輸送の改修
- 6.13. パーソナルモビリティ、自転車による輸送のインフラ
- 6.14. 鉄道輸送のインフラ
- 6.15. 低炭素道路交通・公共交通を可能とするインフラ
- 6.16. 低炭素水上輸送を可能とするインフラ
- 6.17. 低炭素空港インフラ

気候変動への適応

5. 上下水道・廃棄物管理・浄化

- 5.13. 淡水化

8. 情報通信

- 8.2. コンピュータ・コンピュータプログラム、コンサルティングおよび関連活動
- 8.3. プログラミングおよび放送活動
- 8.4. 物理的な気候リスク管理と適応を可能にするソフトウェア

9. 専門的、科学的、技術的な活動

- 9.1. 気候変動への適応に特化したエンジニアリング活動および関連する技術的コンサルタント
- 9.2. 市場調査、開発、イノベーション
- 9.3. 物理的な気候リスク管理および適応のためのコンサルタント

10. 金融および保険

- 10.1. 損害保険: 気候関連リスクの引受け
- 10.2. 再保険

11. 教育

12. 人の健康・社会活動

- 12.1. 在宅ケア活動

13. 芸術・娯楽・レクリエーション

- 13.1. 創造活動、芸術活動、娯楽活動
- 13.2. 図書館、資料館、博物館、文化活動
- 13.3. 映画、ビデオおよびテレビ番組の制作、録音および音楽出版活動

14. 災害リスク管理

- 14.1. 緊急サービス
- 14.2. 洪水リスク防止および防護インフラ

付録1－適格活動のリスト(続き)

水資源および海洋資源⁴⁵

1. 製造

- 1.1. 水道システムの漏水の低減および予防を可能とする漏水管理技術の製造・設置および付帯サービス

2. 上下水道・廃棄物管理・浄化

- 2.1. 給水
- 2.2. 都市排水処理
- 2.3. 持続可能な都市排水システム(SUDS)

3. 災害リスク管理

- 3.1. 洪水・干ばつリスクの予防と保護のための自然ベースのリユース

4. 情報通信

- 4.1. 漏洩低減のための IT または OT データ・ドリブン・ソリューションの提供

循環経済⁴⁶

1. 製造

- 1.1. プラスチック包装製品の製造
- 1.2. 電気・電子機器の製造

2. 上下水道・廃棄物管理・浄化

- 2.1. 排水からのリン回収
- 2.2. 人の消費以外の目的のための代替的な水資源生産
- 2.3. 非有害廃棄物および有害廃棄物の回収・運搬
- 2.4. 有害廃棄物の処理
- 2.5. 嫌気性消化または堆肥化によるバイオ廃棄物の回収
- 2.6. 使用済み製品の汚染除去および解体
- 2.7. 非有害廃棄物の分別と原料回収

3. 建設および不動産

- 3.1. 新築建設

- 3.2. 既存建物の改修

- 3.3. 建物その他の構造物の取り壊しおよび解体

- 3.4. 道路および自動車道路の整備。

- 3.5. 土木工事におけるコンクリートの使用

4. 情報通信

- 4.1. IT または OT データ・ドリブン・ソリューションの提供

5. サービス

- 5.1. 修理、改修、再製造

- 5.2. 予備部品の販売

- 5.3. 使用済み製品・製品部品の再利用準備

- 5.4. 中古品の販売

- 5.5. 「サービスとしての製品」およびその他の循環利用および結果優先のサービスモデル

- 5.6. 再利用のための中古品の取引マーケット

汚染防止と管理⁴⁷

1. 製造

- 1.1. 医薬品原薬(API)または活性物質の製造

- 1.2. 医薬品の製造

2. 上下水道・廃棄物管理・浄化

- 2.1. 有害廃棄物の回収および輸送

- 2.2. 有害廃棄物処理

- 2.3. 違法埋立ておよび廃棄処分または不法投棄の改善

- 2.4. 汚染用地および汚染地帯の改善

生物多様性と生態系の保全と回復⁴⁸

1. 環境保全・回復活動

- 1.1. 生息地、生態系および種の回復を含む保全

2. 宿泊業

- 2.1. ホテル、休暇、キャンプ場その他これらに類する宿泊施設

⁴⁵ 委員会委任規則(EU) 2023/2486、1ページ。

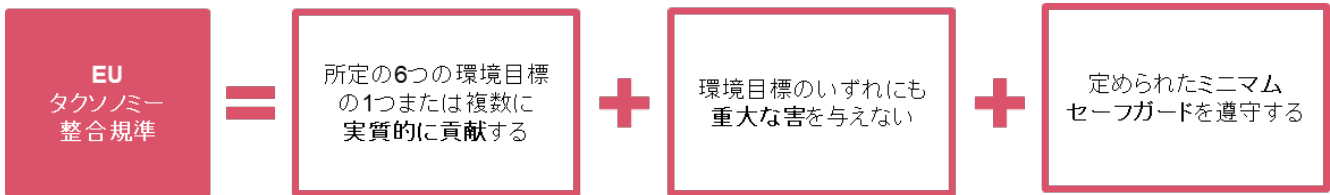
⁴⁶ 委員会委任規則(EU) 2023/2486、27ページ、付録II。

⁴⁷ 委員会委任規則(EU) 2023/2486、89ページ、付録III。

⁴⁸ 委員会委任規則(EU) 2023/2486、116ページ、付録IV。

付録2—EUタクソミーの適合性の決定

前述のように、企業は、ある活動がEUタクソミーに適合しているかどうかを判定するために、以下のスクリーニング規準を検討しなければなりません。



委員会委任規則は、目的を支持する適格活動、すなわち**気候変動の緩和**について記述しています。以下の例は、EUタクソミーに適合的かどうかを判定する際に考慮すべき技術的スクリーニング規準とともに、1つの適格活動（陸路による輸送サービス）を説明する規則から抜粋したものです^{49,50}。

<p>適格な活動—陸路による貨物輸送サービス</p>	<p>活動の説明: 陸路による貨物輸送サービスに関するEURO VI(242)、ステップEまたはその後継規定の適用範囲に含まれるカテゴリーN1、N2(240)またはN3(241)に指定される車両の購入、資金調達、賃借および稼働</p> <p>このカテゴリーの経済活動は、Regulation (EC) No 1893/2006によって設定された経済活動の統計分類に従い、いくつかのNACE規定、特にH49.4.1、H53.20およびN77.12に関連する可能性がある。</p> <p>このカテゴリーの経済活動が、本セクションの(1)(a)、(1)(b)または(1)(c)(i)に規定される実質的な貢献の規準を満たさない場合、本セクションに記載される残りの技術的スクリーニング規準に従っていることを条件に、その活動は、Regulation (EU)2020/852の第10条(2)に言及されている移行活動である。</p>
<p>(1) 気候変動の緩和への実質的な貢献</p>	<ol style="list-style-type: none"> その活動は、次の規準の1つを遵守している。 <ol style="list-style-type: none"> N1カテゴリーの車両はCO2排出がゼロ方向(排気管)を有する。 技術的に許容可能な最大積載重量が7.5トンを超えないN2およびN3カテゴリーの車両は、Regulation (EU) 2019/1242の第3条(11)に定義される「ゼロ排出の大型車両」である。 技術的に許容可能な最大積載重量が7.5トンを超えるN2およびN3カテゴリーの車両は、次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> Regulation (EU) 2019/1242の第3条(11)に定義される「ゼロ排出の大型車両」 (i)の規準に準拠することが技術的および経済的に実現できない場合は、当該Regulationの第3条(12)に定義される「低排出の大型車両」 車両は化石燃料の輸送専用ではない。
<p>著しく害を与えない—</p>	
<p>(2) 気候変動への適応</p>	<p>活動は、本付録の付録Aに規定される規準に従う。 【本付録は、適応のためのソリューションの実施を含む、物理的な気候リスクと脆弱性評価の実施時に企業が行う必要のある手順を提供している。】</p>
<p>(3) 水および海洋資源の持続可能な利用および保護</p>	<p>該当なし</p>

⁴⁹ 委員会委任規則(EU)2021/2139、107ページ。

⁵⁰ 規則(EU)2020/852、35ページ、第18条。

付録2－EUタクソミーの適合性の決定(続き)

(4) 循環経済への移行	<p>カテゴリ-N1、N2およびN3の車両は、次の両方に該当する。(a)重量の最低85%まで再利用またはリサイクル可能、(b)重量の最低95%まで再利用またはリサイクル可能。保有車両の利用段階(保守)および終了時の両方で、バッテリーや電子部品(その中に含まれる特に重要な原材料)の再利用およびリサイクル廃棄物を管理する対策が廃棄物の階層に従って整備されている。</p>
(5) 汚染防止と管理	<p>MおよびNのカテゴリの自動車について、タイヤは、Regulation (EU) 2020/740に定められており、欧州製品登録エネルギーラベル(EPREL)で証明できる最大外部回転騒音と2つの最大転がり抵抗係数(車のエネルギー効率に影響する)に準拠している。車両は、Regulation (EC) No595/2009に従い規定されるEuro VI大型車両排出型承認の最新の適用段階要求事項に準拠している。</p> <p>車両は、Regulation (EU) No.540/2014に準拠している。</p>
(6) 生物多様性と生態系の保全及び回復	<p>該当なし</p>
ミニマムセーフガード	<p>ミニマムセーフガードは、活動が以下に準拠して実施されることを確保するための手順である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多国籍企業に関するOECDガイドライン ● 世界人権宣言および労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言で特定されている8つの基本的協定に規定される原則および権利を含む、国連ビジネスと人権に関する指導原則

付録3—SFDRの開示

金融市場参加者

	ウェブサイトの開示	契約前の開示	定期的な開示
企業レベルの情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資の意思決定プロセスにおけるサステナビリティリスクの統合に関する方針 ● 投資の決定がサステナビリティ要因に与える主な悪影響* ● 報酬に関する方針がサステナビリティリスクの統合とどのように整合しているかに関する情報 	該当なし	該当なし
金融商品レベルの情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境的特性もしくは社会的特性またはサステナブル投資目的に関する記述 ● 環境的特性もしくは社会的特性または金融商品のサステナブルな投資の影響を評価するために用いられた手法に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライ・オア・エクスプレインに基づき、サステナビリティリスクの投資決定への統合の記述 ● サステナビリティリスクが金融商品のリターンに与える可能性のある影響の評価結果 ● サステナビリティ要因に対する主な悪影響が考慮されているかどうか、また、どのように考慮されているかの説明 	該当なし
第 8 条—環境的または社会的な特性を促進する金融商品	<p>ウェブサイトおよび契約前の開示:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境的・社会的特性がどのように満たされているかに関する情報 ● 参照のためのベンチマークとして指定された指数が、それらの特性(指数が指定された場合)と整合しているかどうか、およびどのように整合しているかに関する情報 		<ul style="list-style-type: none"> ● 環境的または社会的特性がどのように満たされているかに関する情報
第 9 条—サステナブル投資目的を有する金融商品	<p>ウェブサイトおよび契約前の開示:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 参照のためのベンチマークとして指定された指数が、その目的と整合しているかどうか、およびどのように整合しているかに関する情報 ● 整合性のある指数が広い範囲の市場指数となぜ、どのように異なっているかの説明 ● 指標が指定されていない場合、目的をどのように達成すべきかの説明 		<ul style="list-style-type: none"> ● 関連するサステナブル指標を用いることにより、金融商品の全体的なサステナブル関連の影響、または ● 指標が参照ベンチマークとして指定されている場合、金融商品の全体的なサステナビリティ関連の影響と、サステナビリティ指数を通じた広い範囲の市場指数の比較

* 従業員500人未満の企業:コンプライ・オア・エクスプレインに基づいて開示する。すなわち、開示しない場合、企業は省略の理由を説明する必要がある。従業員500人以上の企業:デューデリジェンスの方針に関する声明を含め開示は強制。

付録3—SFDRの開示(続き)

ファイナンシャルアドバイザー

	ウェブサイトの開示	契約前の開示	定期的な開示
企業レベルの情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資/保険アドバイスにおけるサステナビリティリスクの統合に関する方針 ● コンプライ・オア・エクスプレインに基づく、サステナビリティ要因に対する投資または保険アドバイスの主な悪影響 ● 報酬に関する方針がサステナビリティリスクの統合とどのように整合しているかに関する情報 	該当なし	該当なし
金融商品レベルの情報	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライ・オア・エクスプレインに基づく、投資または保険アドバイスへのサステナビリティリスクの統合の記述 ● サステナビリティリスクが、助言した金融商品のリターンに与える可能性のある影響の評価結果 	該当なし

© 2024 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.